

加入・履行証明書発行基準

(令和4年4月1日から適用)

建退共福島県支部

1. 共済手帳の更新について

- ① 共済手帳更新数について、決算日現在の被共済者数に見合う共済手帳の更新数があること。
- ② 共済手帳更新数が被共済者数より少ない場合は、被共済者が以下のいずれかに該当する場合であること。
 - ア. 加入後1年未満の方
 - イ. 季節労働者、高齢・病弱等個人的事情等により年間就労日数が少ない方
 - ウ. 電子申請方式により掛金が納付されている方

2. 退職給付拠出額等の総額について

退職給付拠出額等の総額（下記①～④の合計額）が、被共済者数に1人当たり52,080円（※1）を乗じた額（1. ②アに該当する方については、加入後の月数に4,340円（※2）を乗じた額、イに該当する方については、労働日数310円（※3）を乗じた額）以上であること。

- ① 電子申請方式において、自社の負担又は元請の負担により、雇用する被共済者の掛金納付実績に充当された額
- ② 共済証紙購入額
- ③ 前年度から繰り越した共済証紙の金額
- ④ 元請から現物交付を受けた共済証紙の金額から下請に現物交付した共済証紙の金額を控除した額

（※1）令和3年10月より掛金が320円に改定されましたので、令和3年10月以降を始期とする決算期からは、53,760円を乗じた額となります。

（※2）上記同様、令和3年10月以降は、4,480円を乗じた額となります。

（※3）令和3年10月以降の就労分については、320円を乗じた額となります。

3. 共済証紙貼付方式を採用する公共工事について（令和4年度から）

共済証紙貼付方式を採用する公共工事を行っている場合は、当該公共工事に係る「工事別共済証紙受払簿」が工事完成後1年間事務所に備え付けられていること。

4. 下請業者への適正な掛金充当又は証紙の交付

工事施工高と比較して被共済者数が著しく少なく（0人である場合を含む。）、下請を使って工事を行うことが常態であると認められる事業主については、下請企業への電子申請方式による掛金の充当又は証紙の交付が適正に行われていること。

※ 加入・履行証明願の申請の受付については、事前に別紙「加入・履行証明書発行に関するフロー」で確認してから申請してください。